

# 令和2年度自家用電気工作物の立入検査結果について

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署

## 1. 概要

立入検査の目的は、電気事業法に定められている自家用電気工作物の自主保安体制が、それぞれの事業場において確立され、保守管理が十分に行われているかどうかを検査し、「感電死傷事故」、「電気火災事故」、「電気事業者の供給設備への波及事故」などの電気事故の防止及び当監督署として自家用電気工作物の保守保安状況を総括的に把握することによって、今後の保安行政に反映させるため実施しています。

## 2. 対象事業場の選定

令和元年度末における管内の自家用電気工作物設置事業場約2.7万件の中から、次に該当する18事業場を重点に選定し、実施しました。

- (1) 令和元年度に電気事故があった施設
  - (2) 保安の確保が適切でないおそれのある施設（不適切事項等の報告のあった施設）
  - (3) 電気保安の実態把握が必要な施設（外部委託事業場や申請届出漏れ等のあった施設）
- 立入検査事業場の規模別及び保安形態別状況は表1のとおりです。

表1 令和元年度自家用電気工作物立入検査件数（規模別及び保安形態別）

選任形態	規模 低圧	高圧				小計	特別高圧			合計
		100kW未満	100kW以上 500kW未満	500kW以上 1000kW未満	1000kW以上		5000kW未満	5000kW以上	小計	
専任主任技術者			1	1		2	1	2	3	5
兼任主任技術者						0			0	0
許可主任技術者						0			0	0
統括主任技術者						0			0	0
外部委託		3	6	3		12			0	12
その他		1				1			0	1
合計	0	4	7	4	0	15	1	2	3	18

## 3. 検査の内容

検査で実施した内容は、以下のとおりです。

- (1) 電気事業法関係法令に基づく届出・報告等の関係書類が所定の期間保存されているか。
- (2) 法令に適合した電気主任技術者が選任されているか。
- (3) 保安規程に定められた、電気主任技術者の職務・保安教育・日常巡視点検・定期点検などの保安業務が遵守されているか。
- (4) 電気工作物が技術基準などに適合した施設となっているか。

#### 4. 検査結果

検査の結果を集計したものは、表2～6のとおりです。

##### (1) 法令に基づく手続の状況について

主任技術者の執務状況については、表2のとおり、主任技術者等の変更を要する事業場が1件ありました。

保安規程の手続状況については、表3のとおり、変更届出が必要なものが2件ありました。

要変更事項は、保安に関する組織図及び巡視・点検・測定基準が実態と整合していないものです。

表2 主任技術者の執務状況

執務状況		件数			
		令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
指摘事項	執務不十分	0	0	0	0
	改修要求に応じない	0	0	0	0
	改修指摘、点検なし	0	0	0	0
	ビルメン常駐なし	0	0	0	0
	主任技術者等の変更を要する	1	0	0	1
	執務不良	0	0	0	0
	執務体制の不備	1	0	0	1
	その他	0	0	0	0
	合計	1	0	0	1

表3 保安規程手続状況

要変更事項	件数			
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
事業場名変更	0	0	0	0
組織変更	1	5	3	0
構内区域変更	0	2	0	0
点検基準変更	1	1	0	0
その他	0	0	0	0
合計	2	8	3	0

##### (2) 保安規程の遵守状況について

表4のとおり、保安規程に定められた事項について、その実施が十分に行われていないものが11件ありました。

主な要改善事項は、保安教育が計画的に実施されていないもの、巡視・点検等の記録が保存されていないもの、運転・操作基準が定められていないものです。

表 4 保安規程の遵守状況

	要改善事項	件 数			
		令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
保安教育	保安教育・訓練が適切かつ計画的に実施されていない	2	2	0	3
巡視点検	点検頻度が遵守されていない	0	1	1	2
	点検が実施されていない	0	2	4	3
	巡視・点検及び検査の記録が適切になされていない	2	0	1	2
	その他	0	0	0	1
書類管理	関係書類・図面の整備、修正がなされていない	0	4	3	8
その他	運転・操作基準が適切に定められていない	2	1	3	2
	連絡体制が整備されていない	1	1	4	2
	その他	4	0	0	0
	合計	11	11	16	23

(3) 電気工作物の不良事項状況について

表5、表6のとおり、維持管理状況について適切でないものが4件ありました。  
主な不良事項は次のとおりでした。

(受配電設備)

- ・ 接地抵抗の値が過大 (A種) 1件

(負荷設備)

- ・ 低圧屋内配線器具の施設方法不適切 (充電部露出) 3件

その他、電気工作物の注意事項として、分電盤の前が整理されていないものキュービクルのケーブル貫通部等から小動物侵入の可能性のあるものがありました。

表5 電気工作物の不良事項（受配電設備）

不良事項	条項	件数			
		令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
接地抵抗の値が過大	17	0	2	5	0
接地工事施工方法が不適切	17	1	0	2	2
B種接地工事が不適切	24	0	0	0	2
受電用遮断器の遮断容量が不足	34	0	0	0	0
過電流遮断器の性能等が不適切	34	0	0	0	0
地絡遮断装置の性能等が不適切	36	0	0	0	0
高圧受配電設備等の出入口に立入禁止等の表示がない	38	0	1	0	0
高圧受配電設備等の出入口に施錠装置がない	38	0	0	1	0
電柱の足場金具等が地表上1.8m未満に設置されている	53	0	1	1	0
高圧架空電線路支持物の支線の施設方法が不適切	61	0	2	1	1
架空ケーブルの施設方法が不適切	67	0	0	0	0
低圧架空電線路の地上高さが不足している	68	0	0	0	0
高圧（低圧）架空電線路等相互の離隔距離が不足している	74, 75, 76	0	0	0	1
高圧（低圧）架空電線と建造物等の離隔距離が不足している	55, 71, 77, 78, 79	0	0	0	0
高圧（低圧）架空電線が植物に接触している	79	0	0	0	0
小計		1	6	10	6

表6 電気工作物の不良事項（負荷設備）

不良事項	条項	件数			
		令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
電線の接続方法が不適切	12	0	0	0	1
電路の絶縁抵抗値が基準を満たしていない	14	0	4	2	0
機械器具の鉄台及び外箱の接地未施工	29	0	0	0	1
過電流遮断器の施設方法が不適切	33	0	0	0	0
地絡遮断装置未設置	36	0	0	1	0
低圧架空引込線の地上高さが不足している	116	0	0	0	0
地上に敷設する電線路が不適切	128	0	0	0	0
低圧屋内配線にビニールコードを使用	146	0	0	1	1
低圧分岐回路の施設方法が不適切	149	0	0	0	1
低圧屋内配線器具の施設方法が不適切（充電部露出、器具の固定等）	150	3	0	5	5
低圧屋外機械器具の施設方法が不適切	151	0	0	0	0
ケーブル工事が不適切	164	0	1	0	0
屋外配線の施設方法が不適切	166	0	0	0	0
アーク溶接装置の施設でD種接地工事が施されていない	190	0	0	0	0
小計		3	5	9	9
合計		4	11	19	15
立入検査実施件数		18	20	26	29
1事業所あたり不良件数		0.22	0.55	0.73	0.52

## 5. むすび

令和2年度に実施した立入検査の結果について、保安規程の変更手続きが実施されていない事項、保安規程を遵守していない事項、電気工作物（受配電設備、負荷設備）が技術基準に適合していない事項についてそれぞれ不備が見受けられました。

これらの原因について、設置者の法令遵守に対する意識及び電気保安に関する理解が十分でないこと、電気主任技術者（電気保安法人、電気管理技術者等を含む。）の電気事業法、同法関係法令及び保安規程に関する認識が十分でないこと、及び設置者が設備改修等を計画的に行うよう電気主任技術者からの指示、助言が十分でないことが考えられます。

電気主任技術者においては、これらの不良事項を参考として、同様な事象が発生しないよう、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行っていただくようお願いいたします。また、日頃から設置者との意志疎通を図り、停電点検や設備改修等を計画的に進めていただくようお願いいたします。

設置者においては、経済・社会の高度化、多様化の進展に伴う、電気設備の信頼性及び安全性を確保することの重要性を十分認識し、感電死傷事故、電気火災事故、波及事故等を起こさないよう社会的責任を強く認識して不良事項については早急に改修し、電気主任技術者の意見を尊重して電気保安の確保に万全を期されるようお願いいたします。